川口鳥獣保護区川口特別保護地区の指定について

- 1 鳥獣保護区特別保護地区の概要
- (1)鳥獣保護区特別保護地区の名称 川口鳥獣保護区川口特別保護地区
- (2) 鳥獣保護区特別保護地区の所在地 水上村
- (3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間令和4年(2022年)11月1日から令和14年(2032年)10月31日 (10年間)
- (4)指定面積 204ha
- (5) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

川口鳥獣保護区は、球磨郡水上村の東北部に位置し、大部分が天然林である。さらに、すべての区域が九州中央山地国定公園の特別地域に指定されており、鳥獣の保護・繁殖に適した地域である。このような自然環境を反映して、クマタカをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、川口特別保護地区の区域は、球磨川水源が位置するなど良好な自然環境が維持されており、多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は鳥獣生息地として、適した環境が保たれているため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に引き続き指定するものである。

- 2 指定までの経緯
 - ・令和4年(2022年)7月15日 知事は、熊本県公告第476号により、当該特別保護地区の指定について公告。
 - ・令和4年(2022年)8月18日 知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において 準用する第4条第4項の規定に基づき、環境審議会会長へ諮問。
 - ・令和4年(2022年)8月25日環境審議会会長から、同審議会鳥獣部会部会長に付議。
 - ・令和4年(2022年)9月14日~10月4日 環境審議会鳥獣部会において審議(新型コロナウイルス感染対策のため、事務局が持ち 回りで委員に説明を行い、書面決議とした)。その結果、諮問のとおり決議。
 - ・令和4年(2022年)10月6日環境審議会鳥獣部会部会長から、環境審議会会長に対し、審議結果を報告。
 - ・令和4年(2022年) 10月14日 環境審議会会長から、知事に諮問内容について「原案どおり適当と認める」との答申。
 - ・令和4年(2022年)10月28日 熊本県告示第756号で告示。

